

【 第 19 回中標津町まちづくり町民会議報告 】

日時：平成23年3月10日（木）19：00～21：00

場所：中標津町総合文化会館 第1研修室

出席者：26名（中標津町まちづくり町民会議委員15名、ファシリテーター1名（東田）、職員プロジェクト5名、事務局5名）

<会議次第>

- 1 開 会
- 2 開会挨拶
- 3 議 題
 - (1) 前回の振り返り
 - (2) 全体討議
 - 条例名について
 - 前文について
 - 条例全体の文章表現について
 - (3) 今日の振り返りと次回の確認
- 4 閉会挨拶
- 5 閉 会

<配布資料>

- ・グループ討議まとめ（4P）
- ・B班検討作業私案（6P）
- ・C班検討作業私案（6P）

<会議結果報告>

- 1 開会
- 2 挨拶：杉本会長
- 3 議題<進行：東田ファシリテーター>
 - (1) 前回の振り返り
 - (2) 全体討議

第18回町民会議報告を基に確認

条例名について

資料「グループ討議まとめ」を基に、各グループの内容を確認

[討議風景]

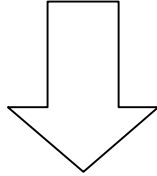


【討議内容】

- さまざまな意見として出たもの（皆で検討したが、意見としては大変少数であった）
- ・中標津町まちづくり条例 ・なかしべつ町自治基本条例 ・なかしべつ自治基本条例

自治という言葉を理解してほしい、町民に考えて欲しいという思いから、

- ・中標津町自治**基本**条例（町民が主体のまちづくり基本条例）



- サブタイトルが必要か？
- 解説書へ入れれば良いのでは？
- 町民に親しんでほしいと思う。
- 愛称を、町民やマスコミから募集？

Nakashibetsu Town Autonomy **Supreme** Ordinance

（最高位の）（ベーシックではない）

結論：これからは（仮称）を取り、中標津町自治基本条例とすることで、全員が合意した。

サブタイトルや愛称については、条文検討の後半「広報についての検討」で、再度検討することとし保留とした。

前文について

資料「グループ討議まとめ」を基に、各グループの内容を確認

【協議内容】

- ・みんなが絶対と思う意見はない
- ・条文に入っていきたい文が必要
- ・長くない文
- ・キーワードとして大事なもの
 - 次世代
 - 先人
- ・B班より、飯島氏の私案配布（特に地理、歴史の記述）
- ・本当に地理、歴史は必要か？ 文が長くなってしまう。
- ・C班より、佐々木氏の私案配布（歴史、地理は少なくし、自治の目的や原則を前面に出した）
- ・歴史ではなく、成り立ちとしては必要ではないか。
- ・理念は、強調の意味で条文とかぶっても良い。

何を書くのか？
何が必要なのか？

結論：全体会議の場で、それぞれの私案などから、1つの叩き台を作成した。叩き台を整理し、郵送で送るので、次回に意見を持ち寄ることとした。

前文には、自治の理念や原則はハッキリと記述してほしいという意見もあったが、時間切れとなり、次回に検討を持ち越した。

前文に記述してほしいという意見があった文章（次回検討する）
「協働」「情報の共有」「町民参加」の自治の実現を基本として～

叩き台として、全体会議の場で作成された前文案（次回まで意見を考えてくる）

私たちのまち中標津町は、東経145度、北海道東部の内陸に位置しています。明治末期に始まった原野の開拓は、冷害による凶作が続き、主畜農業に方針転換したことがその後の大規模な酪農地帯としての発展につながりました。

私たちは、このまちの歴史を知り、町民憲章の精神を尊重し、先人のたゆまぬ努力と労苦をしのび、その心を受けて、人と自然との共生を理想とする、次世代に誇れるふるさとを創り、町民が主体のまちづくりを推進するための自治の最高規範として、ここに中標津町自治基本条例を制定します。

（3）今日の振り返りと次回の確認

- ・ 次回も、全体会議で前文を協議する。
- ・ 前文原案に対する意見を考えてくること。
- ・ 出来れば、目的まで進みたいので、前文と一緒に意見を考えてくること。

次回の町民会議の日程は、下記のとおり予定しております。

第20回 平成23年 3月24日（木） しるべっと 第1研修室

4 閉会挨拶：飯島副会長

5 閉 会

グループ討議まとめ

条 文	グループ別の意見
<p>前文</p> <p>私たちのまち中標津町は、北海道の東部、根室管内の中部に位置し、標津川の豊かな流れと武佐岳などに象徴される豊かな自然のもと、1911年（明治44年）13戸40人の俵橋地区入植にはじまり、1937年（昭和12年）国鉄標津線の開通により、根室管内内陸の交通の要衝として栄え、農業のめざましい発展による人口増加とともに、1946年（昭和21年）標津村から分村し誕生しました。</p> <p>その後、先人たちのたゆまぬ努力によって、分村後、わずか3年余りの1950年（昭和25年）1月1日に町制が施行され、根室管内の中核都市として発展を遂げてきました。</p>	<p>Aグループ</p> <p>条例名：中標津町自治基本条例</p> <p>前文案</p> <p>中標津町は、北海道の東部に位置し、標津川の清らかな流れと武佐岳に象徴される自然豊かなまちです。1911年（明治44年）の俵橋地区入植にはじまり、1937年（昭和12年）国鉄標津線の開通により、内陸の交通の要衝として栄え、農業や商業のめざましい発展による人口増加とともに、1946年（昭和21年）標津村から分村し誕生しました。</p> <p>（商業の発展を入れる、メモあり）</p> <p>私たちは、風土によって培われてきたおおらかな気風や歴史を継承し、先人から受け継がれた澄みきった青空、豊かな緑、きれいな水を守り、だれもが住み続けたい魅力と個性に満ちたまち、次世代を担う子どもたちが胸を張って誇れる故郷を築かなければなりません。</p> <p>中標津町町民憲章の精神を尊重し、自ら考え、行動し、決定する、町民が主体の自治を実現するために、ここに中標津町自治基本条例を制定します。</p>
<p>私たちは、このまちの歴史と伝統を継承し、豊かな自然を守り、産業基盤の整備や定住基盤、生活環境の整備をさらに充実していくとともに、人と自然と街の共生を理想とし、だれもが住みたい魅力と個性に満ちたまちを築かなければなりません。</p> <p>私たちは、自ら考え、行動し、決定することによる町民が主体の自治の実現を基本として、中標津町民憲章の精神を尊重し、私たちの進むべき未来に関する合意を形成する道筋を明らかにするとともに、次世代を担う子どもたちに胸を張って誇れる故郷（ふるさと）中標津町を創るため、ここに中標津町自治基本条例を制定します。</p>	<p>Bグループ</p> <p>条例名：中標津町自治基本条例</p> <p>2/25 まちづくり町民会議開催時の当初案</p> <p>私たちのまち中標津町は、・・・～ } ココは全部削除 ～・・・築かなければなりません。</p> <p>私たちは、自ら考え、行動し、決定することによる町民が主体の自治の実現を基本として、中標津町民憲章の精神を尊重し、私たちの進むべき未来に関する合意を形成する道筋を明らかにするとともに、次世代を担う子どもたちに胸を張って誇れる故郷（ふるさと）中標津町を創るため、ここに中標津町自治基本条例を制定します。</p> <p>2/25 B班案</p> <p>私たちは、町民憲章の精神を尊重し、先人たちのたゆまぬ努力と労苦をしのび、人と自然の共生を理想とする次世代に誇れる故郷（ふるさと）を創らなければなりません。</p> <p>私たちは、日本国憲法が掲げる地方自治の本旨を踏まえて、町民、議会及び行政が自治の基本理念を共有し、町民が主体の自治を実現するため、中標津町の自治の最高規範として、ここに中標津町自治基本条例を制定します。</p>

Cグループ

条例名は、2種類の意見あり：中標津町自治基本条例、中標津町まちづくり条例

- ・自治という言葉子ども達にも学ばせるべき。
 - ・教育の中で落とし込んでいくべき
 - ・名前をわかりやすくするよりも、自治という言葉をわかりやすく教えていくべき
- 条例にサブタイトルを付ける
愛称やニックネーム、例：未来ふるさと条例 前文の中のキーワードを使用した前文案

地理と歴史 飯島さんにお任せ！！

自治基本条例で何をするか？ 自治の基本原則につながる言葉

目指すべき町になるために、自治基本条例で何をするのか？

目指すべき町の姿のキーワード

- ・「個性に満ちたまち」
- ・「町民が主体の自治」
- ・「中標津町民憲章」
- ・「次世代」
- ・「故郷（ふるさと）」
- ・「あつまる・つながる・ひろがる」

意見の集約状況

条例名の案は、2種類 中標津町自治基本条例、中標津町まちづくり条例
条例に、愛称をつけるという意見あり。

前文の案は、3種類。グループの意見はそれぞれ違う。

- ・歴史や地理の記述について 歴史や地理を正確に記述し、納得できる文章を作成するのは、難しい。

B 班検討作業私案【飯島案】

(参考) 中標津町民憲章

わたしたちは、朝夕気高い武佐岳を仰ぎ、標津川の 流れとともにひらけゆく中標津の町民です。はてしない緑の原に、先人のきびしい開拓のあとをしのび、その心をうけて、みんなの力で明るい豊かなまちをつくるために、この憲章をさだめます。

以下略

中標津町自治基本条例の案 (B 班) 検討作業用
Nakashibetsu Town Autonomy Supreme Ordinance (group B draft)

(前文)

私たちのまち中標津は、北海道東部の内陸、東経 145 度の子午線が通る千島火山脈の南に広がるほぼ平坦な丘陵地帯で、多くの中小の河川の上流、中流域にあります。

明治末期に始まった原野の開拓は、当初は畑作を目指していたものの、冷害による凶作が続き、主畜農業に方針転換したことが、その後の大規模な酪農地帯としての発展につながりました。

昭和 12 年には国鉄標津線が全線開通し、交通の分岐点となったことで、周辺地域や道内、全国各地から移入が続き、終戦の翌年 7 月には標津村から分かれ中標津村となり、3 年あまりで町制が施行されるという目覚ましい発展を遂げました。

私たちは、このまちの歴史を知り、町民憲章の精神を尊重し、先人のたゆまぬ努力と労苦をしのび、その心を受けて、人と自然との共生を理想とする、次世代に誇れるふるさとを創るため、ここに中標津町自治基本条例を制定します。

C 班検討作業私案【佐々木案】

中標津町自治基本条例(町民が主体のまちづくり基本条例)

前文

私たちのまち中標津は、北海道の東に位置し、標津川の豊かな流れと武佐岳などに象徴される豊かな自然のもと、此の地に入植してきた先人の労苦により 1946 年(昭和 21 年)標津村から分村し誕生しました、その後も先人達のたゆまぬ努力により、根室管内の中核都市として発展を遂げてきました。

私たちは、人、自然、街、農村、文化の共生を理想とし、誰もが住みたくなる魅力と個性に満ちたまちを築き、次世代を担う子供たちに胸を張って誇れる故郷中標津を造らなければなりません。

私たちは、「みんなの力で明るい豊かなまちをつくる」という町民憲章の理念を尊重し、「協働」「情報の共有」「町民参加」の自治の実現を基本として、中標津町自治の最高規範としてこの条例を制定します。